

第10期福岡市介護保険事業計画の策定に係る 介護保険事業計画部会の設置について

1. 介護保険事業計画の概要

介護保険法第117条に基づく計画であり、本市における介護保険事業の円滑な実施を図るため、国の介護保険事業に係る基本指針、「福岡市保健福祉総合計画」の基本理念等を踏まえながら、各種サービスの見込量等を定めるもの。

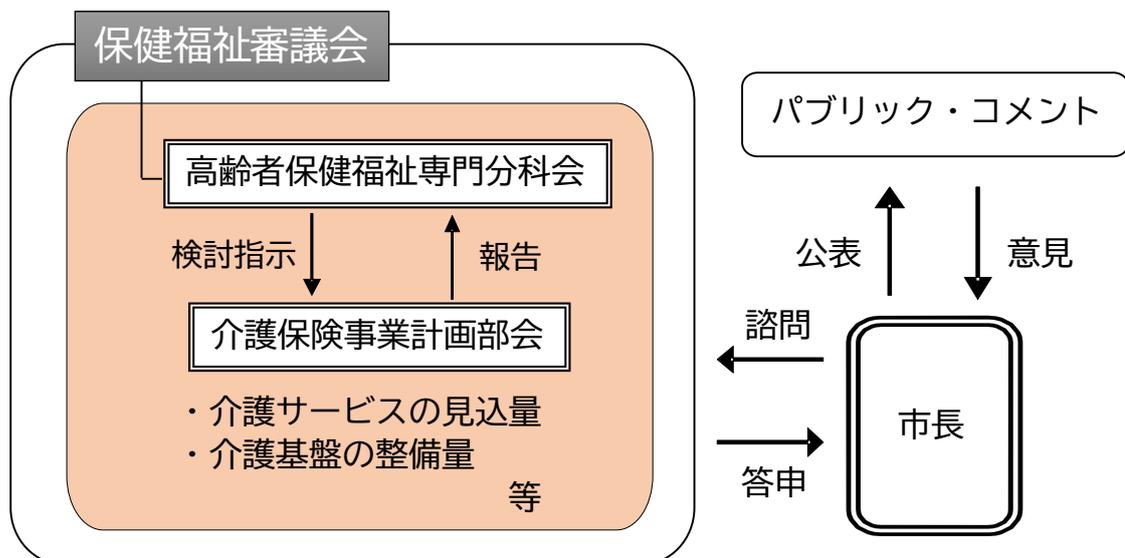
2. 計画期間

令和9年度から11年度までの3年間

3. 計画策定体制

計画の策定にあたっては、高齢者保健福祉施策に関して幅広い意見を聴くため、保健・医療・福祉の学識経験者や関係者等を委員とする「高齢者保健福祉専門分科会」で審議する。

また、各種サービスの利用見込等の具体的な審議については、同専門分科会の下に「介護保険事業計画部会」を設置する。



4. 介護保険事業計画部会の委員

専門分科会に属する委員のうち、学識経験者や介護事業者代表、介護保険に関する有資格者の中から、専門分科会長が指名する。